

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 9 月まで
自分としては国民年金の任意加入を途中でやめた記憶は無く、申立期間の保険料は集金人に納めていたので、申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和 42 年 12 月から 44 年 1 月までの期間、47 年 10 月から 55 年 4 月までの期間、57 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 17 年 8 月以降の期間について国民年金に任意加入し、付加保険料の納付や前納もしているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 42 年 12 月に国民年金に任意加入し、同月から 43 年 3 月まで（申立期間直前）の保険料は納付済みとなっていること、申立期間以降の任意加入期間についてもすべて納付済みとなっていることから、申立期間のうち、任意加入期間である 43 年 4 月から 44 年 1 月までについては、その直前の期間と同様に納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳及びA市の被保険者名簿には、申立人は昭和 44 年 2 月 3 日に国民年金被保険者資格を喪失し、47 年 10 月 27 日に任意加入により再取得した旨が記載されており、申立期間のうち 44 年 2 月から 47 年 9 月までについては、国民年金の未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年9月まで

昭和61年10月から62年9月まで、私はA社に勤務し、その期間の標準報酬月額が24万円となっているが、実際の私の標準報酬月額は44万円であるので、標準報酬月額の記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金及び同健康保険組合の標準報酬月額の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が44万円であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間前後の標準報酬月額は44万円となっている上、事業主は、申立期間の申立人の給与（総支給額）は45万円であった旨を証言している。

さらに、B厚生年金基金への電話調査により、当該厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所への算定基礎届は同一様式で届出をしていることが確認できることから、社会保険庁の記録と当該厚生年金基金、健康保険組合の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額の入力処理誤りがあった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、B厚生年金基金及び同健康保険組合の記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における平成2年7月から6年2月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成6年3月から7年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年3月から同年10月までの期間については53万円、同年11月から7年5月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から7年5月まで

昭和60年8月から平成8年1月までの期間、私はA社に勤務していたが、その間の2年7月から7年5月までの標準報酬月額が8万円及び9万2,000円となっている。実際の私の標準報酬月額は53万円(上限)及び59万円(上限)だったので、記録の訂正についてのあっせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間のうち、平成2年7月から6年2月までの標準報酬月額は最高限度額である53万円と記録されていたのであるが、6年2月3日に、遡^{そきゆう}及して8万円に引下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

また、B健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は平成2年7月から4年9月までの期間は71万円、4年10月から5年8月までの期間は93万円、5年9月から7年5月までの期間は71万円であることが確認できる。

さらに、当時の取締役総務部長兼経理部長は「会社が経営的に苦しくなっており、社会保険事務所の担当者から、保険料を滞納しているのだから社会保険を脱退するように言われたので、他に方法はないかと相談したところ、標準報酬月額を取消・訂正して保険料を引下げる方法があると言われ、結局

その方法を選ぶことになり、当時の役員 4 人を当該処理の対象とした。会社としては社会保険事務所には訂正後の保険料を納付していたが、本人の給与からは訂正前の保険料を控除しており、本人に当該処理についての説明はしていない。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、取締役の役職にあったが、申立期間に係る雇用保険被保険者資格記録が確認できること及び取締役総務部長兼経理部長の供述から、当該事業所において、厚生年金保険に係る届出事務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を 3 年以上さかのぼって提出するとは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額処理するために行なったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正であるとは認められない。したがって、申立人の平成 2 年 7 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額は 53 万円と訂正することが必要である。

一方、社会保険事務所の記録では、申立期間のうち平成 6 年 3 月から 7 年 5 月までの期間についても、申立人の標準報酬月額は、6 年 3 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 5 月までは 9 万 2,000 円と記録されている。しかし、上記のとおり、B 健康保険組合の記録では、同期間の申立人の標準報酬月額は 71 万円であることが確認でき、当時の取締役総務部長兼経理部長は「申立人の給与額に見合った厚生年金保険料及び健康保険料を給与から控除していた」と供述していることから、申立人は、6 年 3 月から同年 10 月までの期間については最高限度額である 53 万円、同年 11 月から 7 年 5 月までの期間については同様に 59 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間のうち、平成 6 年 3 月から同年 10 月までの標準報酬月額については 53 万円、同年 11 月から 7 年 5 月までの標準報酬月額については 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 6 年 3 月分から 7 年 5 月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
私は、平成 20 年に年金特別便が到着したので、内容を検証すると、A社の厚生年金保険の期間が欠落していた。同社に退職届も提出していないし、脱退手当金について申請も受領もしていないので、今般B社会保険事務所を経由して、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和48年1月19日に支給決定されたこととなっているほか、保存されていた脱退手当金裁定請求書(写)には、法人名称の間違え等多数の訂正箇所があり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「8年も勤めた会社名を間違えて書く訳が無く、捺印も相違している上、筆跡も相違している。特に名の「C」は戸籍の文字「D」を常に書いている。当該請求書は自分が書いたものではない。」と主張しているところ、当該請求書の氏名はCを用いて記載されている上に、捺印が2度押しされ、「株式会社」と誤って記載し「相互会社」に訂正していることが確認できることから、請求人又はその委任を受けた代理人が当該脱退手当金の請求を行ったものとは考え難い。加えて、申立人と同日に脱退手当金が支給決定されたこととなっている同僚の保存されていた脱退手当金裁定請求書(写)にも申立人と同様多数の訂正箇所が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金に加入し、60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、年金に対する納付意識の高さを考慮すると、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月17日から同年2月1日まで

私は、昭和32年4月から平成4年1月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の在籍証明書から判断すると、申立人がA社に昭和32年4月から平成4年1月末まで勤務し（昭和37年1月17日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、特段の理由を示すこと無く納付したと主張するが、このような主張からは、事業主による保険料納付を認めることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月27日から同年5月8日まで

私は、昭和46年4月から平成19年5月まで継続してB社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者加入記録及び事業所の人事記録から判断すると、申立人がA社に昭和46年4月から平成19年5月まで継続して勤務し（昭和48年5月8日に同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年5月17日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月17日から同年5月17日まで

私は、昭和27年4月1日にD社に入社し、E社と合併しA社となった後も引き続き平成元年1月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が昭和57年4月17日から同年5月17日までの1か月間が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び職歴証明書並びにF企業年金基金の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和57年5月17日に同社C支店から同社G支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、F企業年金基金の申立人の厚生年金基金記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認する資料が無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 2 月 23 日まで
私が 60 歳近くになった時、銀行員が自宅を訪ねてきて私の年金について説明をしてくれたが、その結果、社会保険庁の記録では脱退手当金を受け取っていることになっているといわれた。私は昭和 35 年 12 月に妊娠が分かったため、区切りのよい年末に会社を辞めたので、脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の氏名が記載されたページと前後 2 ページに記載されている女性のうち、退職時に脱退手当金の受給資格を有する 10 名中 5 名について脱退手当金の支給決定がなされている上に、連絡が取れた元女性社員は、「脱退手当金については、自分で社会保険事務所に届出申請した」と述べていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず未請求となっているが、申立人が 3 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、最初の事業所に係る合計 3 年を超える長期間である 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年3月1日まで
私は、昭和29年4月1日から平成3年3月31日までB社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が昭和43年2月1日から同年3月1日までの1か月間が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所の在籍証明書から判断すると、申立人がB社に昭和29年4月1日入社し、申立期間において継続して勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認する資料が無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月10日から22年2月21日まで
社会保険庁に記録は無いが、私の夫は、昭和19年1月10日から22年2月21日までA株式会社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の人事記録により昭和19年1月10日から22年2月21日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和19年1月から同年3月までの資格取得者には申立人の氏名の記載が無い。

また、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届確認通知書等及び賃金台帳等の保存が無いため、事業主が申立期間について申立てどおりの厚生年金保険の被保険者資格取得届等を行ったこと、及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことのいずれも確認できないとの回答であり、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等が無く、申立人が死亡しているため、申立期間当時の就労状況及び同僚等からの証言も得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、継続してA町の有限会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、年金記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する有限会社Bの厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 39 年 6 月 1 日に資格取得し、45 年 7 月 1 日に資格喪失した記録となっており、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失届を申立てどおりに行ったかは不明、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したかも不明と回答している。

また、申立人が述べている同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、ほかの同僚等からの証言も得ることができない上に、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書等）も無い。

さらに、事業主が「いったん退職して、アルバイトで何日かは来ていた。その後、別の会社に移った。」と述べている上、雇用保険については、申立期間中の昭和 46 年 2 月 1 日から有限会社Cで資格取得している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年8月3日まで
② 昭和22年7月11日から25年2月7日まで

昭和19年10月1日から21年8月3日までの期間及び22年7月11日から25年2月7日までの期間の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受け取った覚えがないので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に対する脱退手当金の支給については、申立人が退職して厚生年金保険資格喪失した昭和25年2月7日から約3か月後の同年5月9日に支給決定がされているところ、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性で、申立人の資格喪失の前後1年以内に同様に資格喪失した者のうち、9名に脱退手当金の支給記録があり、すべての者が資格喪失日から1年以内に支給手続が行われており、これらは事業主による代理請求として行われたと推定され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

そして、被保険者台帳の記録には、記載上の不備は無く、脱退手当金の支給期間のすべてが同一の記号番号となっていて、支給期間にも漏れもないところ、申立人の上記の退職当時は、通算年金制度創設前であったこと、申立人は、退職する際に事業所から厚生年金保険被保険者証を受領していないと述べていること、申立人は脱退手当金の支給決定日から14年後に再就職しているが、新規の厚生年金保険の記号番号が発行されていることを併せ考えると、申立人に対しては、上記の退職による厚生年金保険資格喪失当時、脱退

手当金の支給手続が行われたものと認めるのが自然である。申立人が、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いというだけで、その申立てを認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月から 22 年 12 月まで
社会保険庁の記録によると、昭和 20 年 12 月から 22 年 12 月までが未加入とされている。当該期間については、自宅に隣接していたA株式会社に勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無い。

また、申立人が同僚であると名前を挙げている者も申立人と同様に被保険者名簿に記載が無いことから、当該事業所では、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがわれ、同僚等からの証言も得られない。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年5月31日まで
A区のB中学校在学中の昭和19年5月から20年5月まで学徒勤労働員され、C区のD株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時在学していた中学校の名簿及びD株式会社の健康保険労働者年金被保険者名簿から、申立人が学徒勤労働員として同社で勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省公示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっていることから、申立期間当時の社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険労働者年金被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の記号番号欄に番号の記載が無く、申立人は、健康保険のみ昭和19年6月1日に資格取得している。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできず、当該事業所の申立期間当時の名簿に記載されている申立人の同僚も、健康保険のみ適用され、厚生年金保険は適用されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から38年4月23日まで

私は、昭和30年10月1日から38年4月23日までA県のB地方事務所のC駐在所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

地方職員共済組合D支部事務長証明の組合員期間等に関する証明書の写しから、申立人が厚生年金保険の資格喪失日と同日の昭和32年11月1日に旧国家公務員共済組合(34年1月1日から国家公務員共済組合)の被保険者資格を取得し、37年12月1日に地方公務員等共済組合が施行されたことに伴い、同日に地方公務員等共済組合の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、地方公務員等共済組合の被保険者資格の資格喪失日は、申立人が退職したと記憶する昭和38年4月23日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、国家公務員共済組合等加入期間については、昭和38年7月24日に退職一時金が支給されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 34 年 5 月まで
② 昭和 37 年 12 月 28 日から 41 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 8 月 26 日から 52 年 9 月まで

申立期間①について、私は、昭和 32 年 10 月から A 株式会社に入社して物品の販売をしていた。申立期間②については、B 株式会社に勤務していた時、社長の息子が同じ敷地内において C 社という会社を始めた時に、そちらに移り仕事をしていた。申立期間③についても、D 有限会社で同じ仕事をしていた。いずれの事業所においても毎月の給与から保険料が引かれていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において A 株式会社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、同社の社員であった者 5 名に照会したところ、うち 2 名が申立人を記憶していたが、どちらも詳しい勤務時間、勤務状況等を記憶しておらず、うち 1 名は「当時は出入りが激しかったので、面接だけで採用し、即、現場で仕事をしてもらっていたから、様子を見ていた。」と供述しており、申立人の勤務期間や勤務実態に係る証言は得られなかった。

また、同社は、「申立人は退職予定だったため、厚生年金保険の資格を取得しなかった。保険料納付は行っていない。」と回答している上に、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと主張している同僚 3 名についても当該事業所において、厚生年金保険の加入記録を確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において資格取得した者 17 名の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするC社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、当該事業所の事業主は既に他界しており証言を得ることができないため、当時の勤務状況等が不明である。

申立期間③については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするD有限会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。加えて、申立人が同僚であった者と主張する当該同僚は、「自分が入社する前から申立人は勤務していたが、同社は厚生年金保険等の加入は無かったはずである。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 21 日から 8 年 12 月 1 日まで

私は平成 4 年 4 月から株式会社 A で勤務し、厚生年金保険料は給与から天引きされていたものと記憶している。しかし、同社で勤務した期間の厚生年金保険の記録が丸々抜けており、かつ、証拠となる当時の給与明細書等も存在しないため、申立てを行うこととした。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したとする株式会社 A は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同僚等に照会しようとしたが、申立人は、同僚等の氏名しか記憶していないため、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。加えて、同社は、「これまで厚生年金保険の適用事業所となったことはない」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月8日から27年4月1日まで
私は、昭和26年1月8日から27年8月31日までA区BにあったC株式会社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が27年4月1日から同年9月1日までとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の回答から、申立人が昭和27年4月1日以前からC株式会社に勤務していたことがうかがえるものの、同僚の厚生年金保険の加入期間も当該事業所に勤務していたと回答した期間より短いこと、及び申立人と当該事業所で職場結婚した申立人の妻には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所に勤務していたことと厚生年金保険の被保険者であったことを同一とは認め難い。

また、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿には、申立人の記録が昭和27年4月1日資格取得、同年9月1日資格喪失と明記されている上、給与から保険料が控除されたことを示す給与明細等の資料も無い。

さらに、当該事業所は昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の事情が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 3 月にパートタイマーでA株式会社に入社して同年 8 月から社員となり、厚生年金保険に加入した。その後、会社の名称がB株式会社に変更になり、同社の厚生年金保険に加入して、厚生年金保険加入期間は 50 か月ある。脱退手当金の請求手続きをしていないし、もらっていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象として請求するものとされているにもかかわらず、昭和 38 年 2 月から同年 9 月までのC株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の支給対象期間となっていない。

しかしながら、当該期間は 8 か月と短く、また、申立人が同手当金の請求をしたとされている昭和 45 年 1 月から約 6 年前である上に、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者記号番号とその後の厚生年金保険被保険者期間に係る記号番号が統合されておらず、この結果、請求人が同期間を請求しなかったことも十分考えられ、脱退手当金の支給対象期間から漏れたものと推認される。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 1 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 29 日から 37 年 8 月 9 日まで

私は、平成 20 年 6 月に A 年金相談センターで年金加入記録を調査したところ、中学卒業後に勤務した B (株) での加入期間について、脱退手当金を支給済みとのことであった。当時、会社からは厚生年金保険被保険者証も見せられたことも無く、何の説明も聞いたことは無い。脱退手当金は断じて受給していない。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 37 年の前後 2 年以内に資格喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含め 28 名おり、そのうち脱退手当金の支給記録のある 15 名のうち 13 名について資格喪失日の 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上に、申立人の資格喪失日の前月に資格喪失した 2 名の脱退手当金の支給日が申立人と同日であることに加えて、申立人の同僚の一人は、退職時に事業所から脱退手当金について説明があったが自分は受給しなかったと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額及び支給月数に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 9 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月まで
私が A 株式会社 B 工場に勤務したのは 20 歳から 23 歳ころまでだったのに、17 歳のときに勤務したことになっている。私の記憶している期間と違っているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 B 工場に、同じ地区の友人たちと一緒に働き始めたと主張しているが、友人たちの氏名の提供を拒否しているため、申立期間についての申立人の勤務実態について確認できない。

また、A 株式会社へ照会したものの、申立期間当時の関係書類は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について明確な回答が得られない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 6 月まで

私は、昭和 54 年 12 月から株式会社Aに入社し、55 年 10 月に退社したが、54 年 12 月から 55 年 6 月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとB社会保険事務所より回答を受けた。納得がいかないなので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、同社は昭和 55 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所となっている上に、申立人は、同年 4 月から同年 6 月までの期間について国民年金保険料が納付済みとなっており、また、事業主及び申立人も同年 7 月に国民年金から厚生年金保険に加入変更されていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張するが、給与明細書、源泉徴収証票など保険料控除の事実を確認できる関連資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 21 日から同年 9 月 4 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から平成 18 年 4 月 1 日まで、A 区 B に在った C 株式会社及び同社の子会社に途切れること無く勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社の子会社である D 株式会社の設立時期である昭和 53 年 7 月 21 日から同年 9 月 4 日までの期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社は、申立人に係る厚生年金保険の資格の得喪について、「D 株式会社は昭和 53 年 7 月 12 日に会社成立されており、申立人が同年 7 月 20 日に当社での資格を喪失しても、同年 7 月 21 日に同社で厚生年金保険を再取得できるものと判断していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのが同年 9 月 4 日となったため、2 か月の未加入期間が生じた。申立人の申立期間に係る保険料は、申立人が既に資格を喪失していたので控除も納付もしていない。」旨を供述している。

また、C 株式会社が保存する D 株式会社に係る被保険者資格確認・標準報酬月額決定通知書には、資格取得年月日が昭和 53 年 7 月 21 日から同年 9 月 4 日に訂正されている者は申立人を含め 4 名であることから、53 年 7 月 21 日の時点では、同社は適用事業所としての要件を具備していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことがうかがえる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 35 年 6 月まで

私は、昭和 34 年 5 月から 35 年 6 月まで、株式会社Aに在籍し業務を行っていた。厚生年金保険にも加入していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の業務内容を具体的に述べていること及び関係者の供述から、申立人が、申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 38 年 5 月に厚生年金保険を全喪しており、当時の事業主も既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除の状況等について事業主から聴取することができない上、連絡の取れた同僚は申立人のことは覚えていないと述べているなど、同僚等からの証言も得ることができない。

また、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶が曖昧であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。